年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会
令和5年7月 24 日答申分

〇答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの　　６件

厚生年金保険関係　　６件

年金記録の訂正を不要としたもの　　１件

厚生年金保険関係　　１件

厚生局受付番号　：　北海道（受）第 2200266 号
厚生局事案番号　：　北海道（厚）第 2300030 号

第１　結論

１　請求者のＡ社における平成 21 年２月 17 日の標準賞与額を 10 万円、平成 21 年４月 10 日の標準賞与額を 10 万円、平成 21 年４月 17 日の標準賞与額を 10 万円に訂正することが必要である。

平成 21 年２月 17 日、平成 21 年４月 10 日及び平成 21 年４月 17 日の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

２　その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 30 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　平成 21 年２月 17 日
②　平成 21 年２月 28 日
③　平成 21 年４月 10 日
④　平成 21 年４月 16 日
⑤　平成 22 年３月 31 日

Ａ社から支給された請求期間①から⑤までの賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。

請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求期間①、③及び④について、Ａ社から提出された「事業主からの自主的な申出にかかる「申出者リスト」」（以下「申出者リスト」という。）及び請求者が給与及び賞与の振込先であったとする金融機関から提出された請求者に係る取引異動明細表（以下「取引異動明細表」という。）により、請求者は、事業主から請求期間①、③及び④（請求期間④は翌日の平成 21 年４月 17 日）にそれぞれ 10 万円の賞与の支払を受けていたことが認められる。

一方、取引異動明細表によると、当該期間における入金額は申出者リストに記載されている賞与支給額 10 万円と同額であり、厚生年金保険料等が控除されていない金額であることが確認できるため、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第１項の規定に該当しないことから、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することができない。

以上のことから、請求期間①、③及び④について、請求者は、Ａ社から当該期間において、10 万円の賞与の支払を受けていたことが認められることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額を 10 万円に訂正することが必要である。

なお、平成21年２月17日、平成21年４月10日及び平成21年４月17日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

請求期間②及び⑤について、請求者は、Ａ社からの賞与は振込であり、現金支給だったことはないと陳述しているところ、申出者リストに当該期間の賞与の支払日、支給額及び厚生年金保険料控除額が記載されているが、取引異動明細表によると、当該期間に賞与の入金は確認できない。

このほか、請求者の請求期間②及び⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間②及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号　：　北海道（受）第2300022号
厚生局事案番号　：　北海道（厚）第2300031号

第１　結論

１　請求者のＡ社における平成25年12月25日の標準賞与額を20万円、平成26年２月28日の標準賞与額を９万6,000円、平成26年７月29日の標準賞与額を９万3,000円、平成26年12月25日の標準賞与額を36万4,000円、平成28年２月５日の標準賞与額を19万2,000円、平成28年12月31日の標準賞与額を24万3,000円、平成29年１月31日の標準賞与額を22万円、平成29年12月26日の標準賞与額を25万5,000円、平成30年12月27日の標準賞与額を22万9,000円、令和元年12月27日の標準賞与額を24万円に訂正することが必要である。

平成25年12月25日、平成26年２月28日、平成26年７月29日、平成26年12月25日、平成28年２月５日、平成28年12月31日、平成29年１月31日、平成29年12月26日、平成30年12月27日及び令和元年12月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年12月25日、平成26年２月28日、平成26年７月29日、平成26年12月25日、平成28年２月５日、平成28年12月31日、平成29年１月31日、平成29年12月26日、平成30年12月27日及び令和元年12月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

２　その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和49年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　平成25年12月25日
②　平成26年２月28日
③　平成26年７月29日
④　平成26年12月25日
⑤　平成27年６月30日
⑥　平成28年２月５日
⑦　平成28年12月31日
⑧　平成29年１月31日
⑨　平成29年12月26日
⑩　平成30年12月27日
⑪　令和元年12月27日

Ａ社から支給された請求期間①から⑪までの賞与について、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第３　判断の理由

１　請求期間①から④まで及び⑥から⑪までについて、Ａ社及び同社が委託している税理士事務所から提出された支給控除一覧表並びに給与所得に対する源泉徴収簿（以下「支給控除一覧表等」という。）によると、請求者はＡ社から、平成 25 年 12 月 25 日に 20 万円、平成 26 年２月 28 日に９万 6,000 円、平成 26 年７月 29 日に９万 3,000 円、平成 26 年 12 月 25 日に 36 万 4,000 円、平成 28 年２月５日に 19 万 2,000 円、平成 28 年 12 月 31 日に 24 万 3,000 円、平成 29 年１月 31 日に 22 万 200 円、平成 29 年 12 月 26 日に 25 万 5,000 円、平成 30 年 12 月 27 日に 22 万 9,500 円、令和元年 12 月 27 日に 24 万円の賞与の支払を受け、当該賞与から、それぞれの標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認又は推認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から④まで及び⑥から⑪までについて、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和４年 12 月１日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間①から④まで及び⑥から⑪までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

２　請求期間⑤について、支給控除一覧表等によると、請求者はＡ社から、平成 27 年６月 30 日に８万 2,500 円の賞与の支払を受けていたことが確認できるものの、厚生年金保険料は控除されていないことが確認でき、このほかに、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号　：　北海道（受）第 2300023 号
厚生局事案番号　：　北海道（厚）第 2300032 号

第１　結論

１　請求者のＡ社における平成 30 年７月 31 日の標準賞与額を 27 万 3,000 円に訂正することが必要である。

平成 30 年７月 31 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 30 年７月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　平成４年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 30 年７月 31 日

Ａ社から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第３　判断の理由

Ａ社から提出された支給控除一覧表及び給与所得に対する源泉徴収簿によると、請求者はＡ社から、平成 30 年７月 31 日に 27 万 3,000 円の賞与の支払を受け、当該賞与から、27 万 3,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和４年 12 月１日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　北海道（受）第 2300037 号
厚生局事案番号　：　北海道（厚）第 2300033 号

第１　結論

請求者のＡ社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成６年３月 31 日から平成７年４月１日に訂正し、平成６年３月から同年８月までの標準報酬月額を 15 万円、平成６年９月から平成７年３月までの標準報酬月額を 18 万円とすることが必要である。

平成６年３月 31 日から平成７年４月１日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 47 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成６年３月 31 日から平成７年４月１日まで

年金記録によると、Ａ社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成６年３月 31 日とされているが、その後も同社に継続して勤務していた。

請求期間について、厚生年金保険の被保険者であったと記録し、将来の年金額に反映してほしい。

第３　判断の理由

Ａ社における雇用保険の被保険者記録、請求者から提出された給料明細書及び給料台帳の写しによると、請求者は、請求期間において、当該事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、請求者のＡ社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、当初、平成７年３月７日付けで同日と記録され、同日に当該事業所が全喪したと記録されていたが、その後、平成７年３月 31 日付けで、請求者の資格喪失日は、平成６年９月１日の随時改定を取り消した上で、平成６年３月 31 日に遡って訂正する処理を行っていることが確認できる。

また、上記遡及訂正処理が行われた平成７年３月 31 日において、当初、平成６年３月 31 日より後の日をＡ社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日として記録されていた同僚が 14 人確認できるところ、このうち 13 人について、請求者と同様に、同喪失日を平成６年３月 31 日に訂正する処理を行い、他の一人については、厚生年金保険の被保険者記録（資格取得日及び資格喪失日）を取り消す処理を行っていることが確認できる。

さらに、商業・法人登記簿謄本によると、Ａ社は、請求期間において法人の事業所であったことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

加えて、上述のとおり、Ａ社の当初の全喪処理は、平成７年３月７日に行われ、同月中の平成７年３月 31 日には、全喪日を平成６年３月 31 日とする遡及訂正処理が行われており、さら

に、オンライン記録によると、当該事業所が社会保険事務所（当時）に納付すべき保険料が不納欠損として処理されていることが確認できることを踏まえると、これらの全喪処理及び全喪日の遡及訂正処理は、当該事業所が保険料を滞納していたことを理由とする一連の処理であったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者のＡ社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日について、平成７年３月７日とする処理、及び同喪失日を平成６年３月 31 日に遡及して訂正する処理を行う合理的理由はなく、当該処理に係る記録は有効なものとは認められない上、当該不合理な遡及訂正処理を行った平成７年３月 31 日において、請求者が当該事業所に勤務していたことが確認できることから、請求者に係る同喪失日については、その翌日の平成７年４月１日とすることが妥当である。

また、平成６年３月から平成７年３月までの標準報酬月額については、Ａ社における遡及訂正処理前の標準報酬月額から、平成６年３月から同年８月までは 15 万円、平成６年９月から平成７年３月までは 18 万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号　：　北海道（受）第2300020号
厚生局事案番号　：　北海道（厚）第2300035号

第１　結論

１　請求者のＡ社における平成25年12月25日の標準賞与額を３万円、平成26年２月28日の標準賞与額を９万6,000円、平成26年７月29日の標準賞与額を９万3,000円、平成26年12月25日の標準賞与額を18万4,000円、平成28年２月５日の標準賞与額を19万2,000円、平成28年12月31日の標準賞与額を５万6,000円、平成29年１月31日の標準賞与額を22万円、平成29年12月26日の標準賞与額を６万円、平成30年12月27日の標準賞与額を５万円、令和元年12月27日の標準賞与額を５万円に訂正することが必要である。

平成25年12月25日、平成26年２月28日、平成26年７月29日、平成26年12月25日、平成28年２月５日、平成28年12月31日、平成29年１月31日、平成29年12月26日、平成30年12月27日及び令和元年12月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年12月25日、平成26年２月28日、平成26年７月29日、平成26年12月25日、平成28年２月５日、平成28年12月31日、平成29年１月31日、平成29年12月26日、平成30年12月27日及び令和元年12月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

２　その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和26年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　平成25年12月25日
②　平成26年２月28日
③　平成26年７月29日
④　平成26年12月25日
⑤　平成27年６月30日
⑥　平成28年２月５日
⑦　平成28年12月31日
⑧　平成29年１月31日
⑨　平成29年12月26日
⑩　平成30年12月27日
⑪　令和元年12月27日

Ａ社から支給された請求期間①から⑪までの賞与のうち、厚生年金保険の記録では、請求期間②は標準賞与額の記録がなく、請求期間①及び③から⑪までは保険給付の対象とならない標準賞与額（厚生年金保険法第75条本文該当）になっている。

請求期間①から⑪までの賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第３　判断の理由

１　請求期間①から④まで及び⑥から⑪までについて、Ａ社及び同社が委託している税理士事務所から提出された支給控除一覧表並びに給与所得に対する源泉徴収簿（以下「支給控除一覧表等」という。）によると、請求者はＡ社から、平成 25 年 12 月 25 日に３万円、平成 26 年２月 28 日に９万 6,000 円、平成 26 年７月 29 日に９万 3,000 円、平成 26 年 12 月 25 日に 18 万 4,000 円、平成 28 年２月５日に 19 万 2,000 円、平成 28 年 12 月 31 日に５万 6,000 円、平成 29 年１月 31 日に 22 万 200 円、平成 29 年 12 月 26 日に６万円、平成 30 年 12 月 27 日に５万円、令和元年 12 月 27 日に５万円の賞与の支払を受け、当該賞与から、それぞれの標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認又は推認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出していないこと、請求期間①、③、④及び⑥から⑪までについて、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和４年 12 月１日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間①から④まで及び⑥から⑪までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

２　請求期間⑤について、支給控除一覧表等によると、請求者はＡ社から、平成 27 年６月 30 日に８万 2,500 円の賞与の支払を受けていたことが確認できるものの、厚生年金保険料は控除されていないことが確認でき、このほかに、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号　：　北海道（受）第2300021号
厚生局事案番号　：　北海道（厚）第2300036号

第１　結論

１　請求者のＡ社における平成26年２月28日の標準賞与額を９万6,000円、平成26年７月29日の標準賞与額を９万3,000円、平成26年12月25日の標準賞与額を28万4,000円、平成28年２月５日の標準賞与額を19万2,000円、平成28年12月31日の標準賞与額を16万円、平成29年１月31日の標準賞与額を22万円、平成29年12月26日の標準賞与額を16万3,000円、平成30年12月27日の標準賞与額を15万7,000円、令和元年12月27日の標準賞与額を16万円に訂正することが必要である。

平成26年２月28日、平成26年７月29日、平成26年12月25日、平成28年２月５日、平成28年12月31日、平成29年１月31日、平成29年12月26日、平成30年12月27日及び令和元年12月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年２月28日、平成26年７月29日、平成26年12月25日、平成28年２月５日、平成28年12月31日、平成29年１月31日、平成29年12月26日、平成30年12月27日及び令和元年12月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

２　その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和32年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　平成26年２月28日
②　平成26年７月29日
③　平成26年12月25日
④　平成27年６月30日
⑤　平成28年２月５日
⑥　平成28年12月31日
⑦　平成29年１月31日
⑧　平成29年12月26日
⑨　平成30年12月27日
⑩　令和元年12月27日

Ａ社から支給された請求期間①から⑩までの賞与について、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない標準賞与額（厚生年金保険法第75条本文該当）になっている。

請求期間①から⑩までの賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第３　判断の理由

１　請求期間①から③まで及び⑤から⑩までについて、Ａ社及び同社が委託している税理士事務所から提出された支給控除一覧表並びに給与所得に対する源泉徴収簿（以下「支給控除一覧表等」という。）によると、請求者はＡ社から、平成26年２月28日に９万6,000円、平成26年７月29日に９万3,000円、平成26年12月25日に28万4,000円、平成28年２月５日に19万2,000円、平成28年12月31日に16万425円、平成29年１月31日に22万200円、平成29年12月26日に16万3,000円、平成30年12月27日に15万7,500円、令和元年12月27日に16万円の賞与の支払を受け、当該賞与から、それぞれの標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認又は推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者のＡ社における請求期間①から③まで及び⑤から⑩までの標準賞与額については、支給控除一覧表等により確認又は推認できる賞与額から、請求期間①は９万6,000円、請求期間②は９万3,000円、請求期間③は28万4,000円、請求期間⑤は19万2,000円、請求期間⑥は16万円、請求期間⑦は22万円、請求期間⑧は16万3,000円、請求期間⑨は15万7,000円、請求期間⑩は16万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から③まで及び⑤から⑩までについて、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和４年12月１日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間①から③まで及び⑤から⑩までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

２　請求期間④について、支給控除一覧表等によると、請求者はＡ社から、平成27年６月30日に８万2,500円の賞与の支払を受けていたことが確認できるものの、厚生年金保険料は控除されていないことが確認でき、このほかに、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号　：　北海道（受）第 2300018 号
厚生局事案番号　：　北海道（厚）第 2300034 号

第１　結論

請求期間について、請求者のＡ社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 32 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 18 年６月

Ａ社には、期間契約社員として繰り返し勤務していたので、請求期間において満期金（満期慰労金）を受け取っていると考えられるが、年金記録では、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。

当該満期金から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、調査の上、標準賞与額として記録してほしい。

第３　判断の理由

Ａ社及び同社が加入するＢ健康保険組合は、当時の資料を保管しておらず、請求者の請求期間に係る満期金（満期慰労金）の支給の有無については不明である旨回答している。

また、請求者は請求期間に係る賞与明細書等の資料を保管しておらず、請求者が満期金の振込先であったとする金融機関の取引履歴は保存年限が経過していることから、請求者の請求期間に係る満期金支給額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認することができない。

さらに、オンライン記録により、請求期間及びその直前３年間において、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の得喪年月日が請求者と同じ同僚が 12 人確認できるところ、いずれも請求期間に係る標準賞与額の記録は確認できない。

加えて、上記同僚 12 人のうち、生存及び所在が確認できた 11 人に照会し３人から回答を得られたものの、いずれの者からも請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が満期金から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び陳述は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。